

【課題2】委員会資料配布日の前倒しについて

1 趣旨

より充実した議会審議とするため、事前に内容を十分に把握、検討できるように、委員会資料の配布日の前倒しを求める。

2 常任委員会

(1) 議案関係資料(概要、新旧対照表等)

当該委員会の7日前(従来、区民文教委員会の3日前又は2日前)

本来ならば、議案と同じ時期に提出することも考えられる。

一部の委員会については議案が本会議で付託される前の配布となるため、位置付けとしては、委員会資料ではなく議案関係資料としての配布となる。

【主な意見】

- ・ 区民文教委員会は定例会において開会日が一番早い常任委員会なので、資料配布日の前倒しを特に考えてもらいたい。

(2) 報告事項関係資料

当該委員会の7日前(従来、区民文教委員会の3日前又は2日前)

緊急の報告事項については、この限りでない。

なお、資料の提出が委員会開会日の間際となる場合には、十分な審議が困難なことから、委員会開会日時の延期や会期中に委員会を複数回開会することも考慮する。

3 特別委員会

当該委員会の7日前(従来、当該委員会の2日前)

4 予算・決算特別委員会

(1) 要求資料(追加分を除く)

本会議で議案を付託される日に要求資料を決定することや、これまでの日程を変更して、要求資料を決定する日と款別質疑の間を空けることも含めて別途協議する。(従来、委員会第1日(説明日)の当日)

(2) 予算書事業概要、実施計画(改定年度のみ)

予算特別委員会第2日(総務費等)の7日前(従来と同じ)

(3) 財務諸表、事業別コスト計算書、行政評価結果、区民行政評価委員会報告書、健全化判断比率、雑入の内容

議案付託後10日以内(従来、決算特別委員会第1日(説明日)の当日)

本来ならば、議案と同じ時期に提出することも考えられる。

5 実施状況

平成25年第4回定例会から上記のとおり実施することとなった。

なお、予算・決算特別委員会の要求資料については、予算特別委員会は正副委員長を互選する日に、決算特別委員会は委員会第1日(説明日)の7日以上前に配布することとなった。